

安全データシート（SDS）

作成日 2014年9月17日

1 製品及び会社情報

製品名	ロードマーキング用プライマー 液状タイプ RM-500
会社名	新富士バーナー株式会社
・住所	愛知県豊川市御津町御幸浜1号地1-3
・担当部門	資材部
・電話番号	0533-75-5000
・緊急連絡先	上記
・FAX番号	0533-75-5033

2 危険有害性の要約
GHS分類

物理的及び化学的危険性	引火性液体	区分 2
	自己反応性化学物質	区分外
	自然発火性液体	区分外
	金属腐食性物質	区分外
	水反応可燃性化学品	区分外
人の健康に対する有害な影響	急性毒性（経口）	区分 5
	急性毒性（経皮）	区分外
	急性毒性（吸入・蒸気）	区分 4
	皮膚腐食性・刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2
	生殖細胞変異原性	区分外
	生殖毒性	区分 1 A
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	区分 1（中枢神経系） 区分 3（麻酔作用） 区分 3（気道刺激性）
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分 1（中枢神経系、腎臓、肝臓）
	吸引性呼吸器有害性	区分 1
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分 2
	水生環境慢性有害性	区分 3

上記に記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

絵表示又はシンボル				
-----------	---	---	---	---

注意喚起	危険
危険有害性情報	引火性の高い液体及び蒸気 飲み込むと有害の恐れ（経口） 吸入すると有害（蒸気） 皮膚刺激 重篤な眼への刺激 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い 中枢神経系の障害 眠気およびめまいのおそれ 呼吸器への刺激のおそれ 長期または反復暴露による中枢神経系、腎臓、肝臓の障害 飲み込んで気道に侵入すると生命の危険のおそれ 水生生物に毒性
注意書き	【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。 容器を密閉しておくこと。 静電気放電に対する予防処置を講ずること。 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／工具を使用すること。 火花を発生しない工具を使用すること。 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 屋外または喚起の良い場所のみ使用すること。 （必要な場合以外は）環境への放出を避けること。 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 取扱後はよく洗うこと。 保護手袋及び保護眼鏡／保護面を着用すること。 必要に応じて個人用保護具を使用すること。 【応急処置】 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当を受けること。 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。取り扱った後、手を洗うこと。 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断／手当を受けること。汚染された衣類を脱ぎ、再利用する場合には洗濯すること。 暴露した場合：医師に連絡すること。気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。特別処置が緊急に必要である。排出物を回収すること。 【保管】 涼しい所／換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。 【廃棄】 内容物や容器を、国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分	混合物
化学名又は一般名	プライマー

成分名	含有量（％）	CAS番号	官報公示整理番号	
			化審法	安衛法
クロロプレンゴム	8～10％	9010-98-4	6-743	—
フェノール樹脂	4～6％	9003-45-4	7-903	—
テルペン樹脂	7～9％	35227-16-8	6-1501	—
トルエン	70～80％	108-88-3	3-2	—
キシレン	0.6～0.9％	1330-20-7	3-3	—
エチルベンゼン	0.6～0.9％	100-41-4	3-28	—
鉱油	0.8～1.2％	72623-86-0(推定)	9-1692(推定)	—

4 応急処置

吸入した場合	被災者を直ちに新鮮な空気のある場所に移動させる。 体を毛布等でおおい、保温して安静を保つ。 呼吸が止まっている場合は、衣服をゆるめ呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。 直ちに医師の診断を受ける。 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気のある新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。 必要であれば衣類、靴などを切断する。 製品にふれた部分を直ちに水または微温湯を流しながら洗浄する。 石鹸を使ってよく落とす。 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当てを受ける。 付着物を布にて素早く拭き取る。 大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。 汚染された衣類を取り除くこと。
目に入った場合	清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の手当てを受ける。 洗浄の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。 直ちに、医師に連絡すること。
飲み込んだ場合	無理に吐かせてはならない。 直ちに医師の処置を受ける。 必要に応じて、人工呼吸や酸素吸入を行う。 被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。 嘔吐物は飲み込ませないこと。 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
予想される急性症状及び遅発性症状	
応急処置をする者の保護	汚染された衣類や保護具を取り除く。 救助者が有害物質に触れたり、吸入したりしないよう適切な保護具を使用するなど注意する。適切な保護具（保護メガネ、防塵マスク、手袋等）を着用する。換気を行う。
医師に対する特別注意事項	特になし

5 火災時の措置

消火剤	粉末消火剤、一般の消火剤、二酸化炭素、砂、噴霧水
使ってはならない消火剤	水、棒状注水
火災時の特定危険有害性	極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。
特定の消火方法	消火作業は可能な限り風上から行う。 移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 周囲の設備等に散水し冷却する。 消火のための放水等により、環境に製品が流出しないよう適切な措置を行う。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 指定の消火剤を使用すること。 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
消火を行なう者の保護	消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク、給気式呼吸用保護具）を着用する。 適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。 消火活動は風上より行う。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣、ろ過式呼吸用保護具、給気式呼吸用保護具等を着用する。 作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。 付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
環境に対する注意事項	流出した製品が河川や下水等に排出され、環境に影響を起こさないように注意する。河川への排出により、環境への影響を起こさないように注意する。
回収、中和	少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密封できる空容器に回収する。大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。 衝撃、静電気にて火災が発生しないような材質の用具を用いて回収する。 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 火花を発生しない安全な用具を使用する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
・ 技術的対策	取扱いは、換気のよい場所で行う。 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。 皮膚、粘膜または着衣に触れたり、目に入らないようにする。 保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 換気のよい場所で行う。 容器はその都度密栓する。 皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。 取扱後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。 過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
・ 局所排気、全体換気	特になし
・ 安全取扱い注意事項	機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。 炎、火花、高温体との接触を避ける。
保管	
・ 技術的対策	日光の直射を避ける。 通風のよいところに保管する。
・ 保管条件	火気厳禁。 直射日光を避け、換気のよい場所で、容器を密閉し保管する。 保証期限を過ぎた製品は速やかに廃棄する。 火気、熱源から遠ざけて保管する。
・ 容器包装材料	適切な容器包装材料

8 暴露防止及び保護措置

許容濃度

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH
エチルベンゼン	50ppm	100ppm	100ppm
トルエン	20ppm	50ppm	50ppm
キシレン	50ppm	100ppm	100ppm

設備対策	極力、装置の密閉化を図り、暴露のおそれがある場合は局所換気装置を設置する。取扱場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設けその位置を明瞭に表示する。
保護具	状況に応じ、有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器、保護眼鏡、保護手袋、保護衣を着用する。
・ 呼吸器用の保護具	必要に応じて、有機ガス用防毒マスク、送気マスク等を使用する。その有害性物質に対して適切な保護の出来る保護マスクを着用する。
・ 手の保護具	保護手袋を着用する。 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
・ 目の保護具	保護眼鏡または防災面を着用する。 取扱には保護メガネを着用すること。
・ 皮膚及び身体の保護具	保護衣および必要に応じて保護長靴、保護前掛けを着用する。取り扱う場合には、皮膚を直接曝さないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
適切な衛生対策	作業後、手をよく洗い、うがいをしてから喫煙、飲食等をする。

9 物理的及び化学的性質

物理的状态	
・ 形状	低粘調液
・ 色	淡黄色
・ 臭い	芳香臭
・ pH	データなし
物理学的状態が変化する特定の温度／温度範囲	
・ 沸点、初留点及び沸騰範囲	111℃(トルエン)
・ 引火点	4℃
・ 蒸気密度	1 以上（空気=1）
・ 比重（密度）	0.90～0.91
・ 溶解性	水に不溶、有機溶剤に可溶
・ 粘度	90～110mPa・s（25℃）

10 安定性及び反応性

安定性	通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	反応性なし
避けるべき条件	直射日光、炎、火花、高温体との接触を避ける。静電気の発生。
混触危険物質	酸化性物質、その他一般的な混融禁止物質との混融を避ける。
危険有害な分解生成物	燃焼などによりCOなどの有害ガスを発生するおそれ有り。

11 有害性情報

急性毒性（経口）	飲み込むと有害のおそれ(区分5) トルエン:経口ラットLD50 2600mg/kg、キシレン:経口ラットLD50 3500mg/kg
急性毒性（吸入・蒸気）	吸入すると有害(区分4) トルエン:吸入ラットLC50 12.5mg/L/4H、キシレン:吸入ラットLC50 29.08mg/L/4H
皮膚腐食性・刺激性	皮膚刺激（区分2）
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	眼刺激（区分2B）

キシレン（キシレンとエチルベンゼンの混合物）

12 環境影響情報

環境に対する有害性	知見なし
生態蓄積性	情報なし
環境影響その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので取り扱いに注意する。

13 廃棄上の注意

残余廃棄物	・ 大量廃棄の場合、産業廃棄物処理業者に引き取りを依頼する。 ・ 少量の場合、焼却炉を用いて償却する。 廃塗料などを焼却する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。但し、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。 特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。
汚染容器及び包装	容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14 輸送上の注意

国際規則	
・ 国連番号	1133
・ 品名（国連輸送名）	ADHESIVES
・ 国連分類	クラス 3（引火性液体）
・ 容器等級（該当する場合）	II
・ 海洋汚染物質（該当・非該当）	非該当
国内規則	適用法令を参照取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。 ＜陸上輸送＞ 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。 ＜海上輸送＞ 船舶安全法の定めるところに従うこと。＜航空輸送＞ 航空法の定めるところに従うこと。
追加の規則	
特別安全対策	7.取扱い及び保管上の注意 に従うこと。 陽気の漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行うこと。

15 適用法令

労働安全衛生法	施行令別表 1 危険物（引火性のもの） 有機則 別表 6 の 2 有機溶剤（第 2 種有機溶剤） 令第 1 8 条 名称を表示すべき有害物 （トルエン、キシレン、エチルベンゼン、鉱油） 5 7 条の 2 名称等を通知すべき有害物 （トルエン、キシレン、エチルベンゼン）
化管法（P R T R 法）	第 1 種指定化学物質（トルエン、キシレン、エチルベンゼン）
消防法	危険物第 4 類 第一石油類（非水溶性液体） 危険等級 II
船舶安全法	引火性液体
毒物および劇物取締法	トルエン、キシレンは劇物に該当する。
大気汚染防止法	トルエン、キシレンは該当する。

16 その他の情報

引用文献	日本塗料工業会編集「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック」 NITE化学物質総合情報システム 原材料MSDS
その他	1. このデータシートは、製品に関する情報提供を目的とした物であって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。 2. このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂される事があります。 3. このデータシートは通常想定される保管方法及び取扱いの方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。 4. 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご利用下さい。 5. 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出して下さい。